

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上を図るため、変化する経営環境に迅速かつ効率的に対応できる組織、体制を整備するとともに、コンプライアンス経営の徹底、強化を図り、経営の健全性、透明性の向上に真摯に取り組むことを基本的な考え方としております。

この考えのもと、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化、充実に向けて、以下の基本方針に沿って、継続的に取り組んでおります。

- (1)株主の権利を尊重し、株主の平等性確保に努めます。
- (2)株主、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)会社情報を適時、適切に開示し、経営の透明性の確保に努めます。
- (4)透明、公正かつ迅速な意思決定が行なわれるよう取締役会および監査役会の役割、責務の適切な遂行に努めます。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、株主、投資家との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3 最高経営責任者(CEO)等の後継者育成計画、4-3-2・4-3-3 CEOの選解任】

当社は、最高経営責任者の選定にあたっては、当社グループの企業理念や経営ビジョンを理解するとともに、豊富な業務経歴および識見を有し、当社グループを着実に成長に導くことができるであろう人材を最高経営責任者自身が指名し、独立社外取締役を含めた取締役会において審議しております。今後の最高経営責任者等の後継者の育成に関して取締役会が適切に監督を行なうため、また選解任の際の透明性・客観性と説明責任を強化するための施策として、任意の諮問機関を設置することを検討してまいります。

【補充原則 4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などについて、取締役会から独立して検討するための任意の諮問委員会のような委員会は設けておりません。当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等の重要事項の決定については、経営陣から独立した複数の社外取締役が構成員として出席する取締役会において承認を得ることとしており、独立社外取締役が適切に関与することで客観性等は担保できているものと考えておりますが、今後さらに、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するための施策として、任意の諮問機関を設置することを検討してまいります。

【原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、持株会社としてグループを統括するためにグループ全体の事業や機能をカバーできる知識、経験等を有し、かつ迅速な意思決定を行なうために必要な適性、能力等を有した取締役によって構成することとしておりますが、ジェンダー等の面を含む多様性については、今後も検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有株式に関する方針

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、取引先等の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジーが期待できるものを対象としており、当社の企業価値を高め、株主、投資家の皆様の利益に繋がると考える場合において、このような株式を保有致します。

このため当社では毎年、個別の株式につき取締役会において保有の合理性を検証しております。検証の結果、保有の合理性がないと判断したものについては縮減を図ります。

2. 政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使については、中長期的な企業価値向上の観点から、投資先企業の議案の合理性を総合的に判断のうえ、議決権を行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引および利益相反取引等については取締役会における承認を要する旨を取締会規則に定めております。また、取締役・監査役の近親者との取引の有無について定期的に調査を行ない、取引があった場合には取締役会において報告しております。

開示については、法令に基づき、計算書類の個別注記表および有価証券報告書に記載することで実施しており、計算書類の個別注記表は定時株主総会招集ご通知の一部として、当社ホームページに掲載しております(当社ホームページ:<http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>)。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループにおける企業年金基金の積立金の運用は、GSユアサ企業年金基金により行なわれています。基金は、理事会が毎年期初に定めた資産運用に関する基本方針に基づき、適切な資産配分となるよう複数の運用機関に実際の運用や議決権行使を委託しております。

基金の事務局には、適切な資質を有する人材を配置し、企業年金連合会が実施する各種研修等を通じて必要な知識の補完を行なっております。また財務・人事の経験者に加え、受益者代表である労働組合幹部を委員とする代議委員会を組織しております。

これらの事務局、理事会、代議員会が、各種運用機関から四半期毎になされる報告に基づき、運用状況等の評価・モニタリングを実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念や経営戦略、経営計画

当社グループの企業理念、ビジョンおよび中期経営計画等については、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください(当社ホームページ：<http://www.gs-yuasa.com/jp/company/>)。

2. 各原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

上記の内容に加え、CSRに関する情報等の非財務情報を充実させたGSユアサレポートを発行しておりますので、そちらもあわせてご参照ください(当社ホームページ：<http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/annualreport.php>)。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続

(1)方針

本報告書「II 1. 【取締役報酬関係】」に記載していますので、ご参照ください。

(2)手続

基本報酬および賞与は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、当社の定める基準に基づき、取締役会から授けられた取締役社長が決定しております。

なお、基本報酬は、2005年6月29日開催の第1期定時株主総会においてその総額を、また賞与は支給の都度、定時株主総会においてその総額を、それぞれ株主の皆様のご承認を得ております。

また、業績連動型株式報酬につきましては、2017年6月29日開催の第13期定時株主総会において承認された範囲内において、当社の定める株式交付規程に基づき交付いたします。

4. 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役の候補指名・解任に関する方針と手続

(1)選解任方針

取締役候補者については、持株会社としてグループを統括するためにグループ全体の事業や機能をカバーできる知識、経験等を有し、かつ迅速な意思決定を行なうために必要な適性、能力等を有した人材をバランスよく指名することとしております。さらに重任となる候補者については、上記方針に任期中の実績、在任期間等を加味し、総合考量して判断することとしております。また、経営陣幹部については、実績や業績評価を含めた貢献度、資質等を加味したうえで、選定を行なっております。

監査役候補者については、監査を行なううえで必要となる知見、経験、適正等を有している人材を指名することとしております。

社外取締役候補者および社外監査役候補者については、会社法に定める社外性要件、独立性、他社における豊富な経験、高い識見を有しているかの観点より総合的に検討したうえ、指名しております。

なお、取締役、監査役および経営陣幹部の職務執行に不正または法令もしくは定款の重大な違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、解任の是非の検討を開始します。

(2)選解任手続

上記方針に基づき取締役社長が候補者を取締役会に推薦し、取締役候補者および監査役候補者については取締役会において審議し候補者を決定した後、定時株主総会に上程します。経営陣幹部については取締役会において決定しております。

なお、監査役候補者の推薦にあたっては、取締役会の審議前に監査役会の同意を得ております。

取締役および監査役の解任にあたっては、取締役会において決定した後、定時株主総会に上程します。また、経営陣幹部の解任にあたっては、取締役会において決定します。

5. 経営陣幹部および取締役・監査役の個々の選解任・指名の説明

取締役および監査役の個々の選任理由を株主総会参考書類に記載しております。

なお、株主総会参考書類を含めた定時株主総会招集ご通知は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください(当社ホームページ：<http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>)。

また、取締役、監査役および経営陣幹部の解任提案を行う場合、その理由を当社ホームページ等において開示します。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、当社グループにおける業務執行における機動性の向上および監督機能の強化を図るため、2017年6月に取締役会規則をはじめとする当社グループの意思決定プロセスに関連する諸規則の改正および運営方法の見直しを行ないました。

その結果、経営方針、予算、大規模投資等重要な業務執行の他法令による取締役会の専決事項に特化し、業務執行に係る権限を委任するとともに、取締役会における経営陣による報告を拡充することにより、経営陣への監督の強化を図っております。

なお、取締役会における決議事項および決議基準については取締役会規則に、経営陣に対する委任の範囲については職務権限規則および稟議規則等において、それぞれ定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法に定める社外性の要件に該当することのほか、経営執行者からの制約をうけることなく、会社業務の執行の適法性・妥当性について株主の立場から客観的・中立的に判断することができる経験と識見を具備されているか否かを判断するよう努めております。

また、外形的にも独立性を有している人材が望ましいと考えており、そのため東証の定める独立性基準等を参考にしております。

【補充原則4-1-1-1 取締役会の構成、規模等に関する考え方】

当社は、持株会社としてグループ事業全体の経営方針等に関する戦略的意思決定機能と監督機能に重点化するにあたり、取締役会の構成の見直しを実施いたしました。当社の取締役会は、審議の充実化を図り、迅速かつ効率的な意思決定を行なうとともに、適切なモニタリング機能を果たすため、少数の社内出身の取締役と複数の社外取締役で構成しております。

現在、社外取締役2名を含む7名の取締役が就任しており、当社取締役会がグループ事業の統括および監督を行なううえで、適切な規模であると考えております。

取締役の選定にあたっては、取締役社長が候補者を取締役会に推薦し、取締役会において審議し候補者を決定した後、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ております。

【補充原則4-1-1-2 役員の上場会社役員との兼任状況】

当社は、取締役および監査役の重要な兼任については、取締役および監査役が当社における職責を適切に果たすために十分な時間・労力を振り向けることができるよう、兼任先の業務内容・業務負荷等を勘案し、取締役会において決定しております。

社外取締役および社外監査役を含めた取締役および監査役の重要な兼任状況につきましては、事業報告および株主総会参考書類にて開示し

ております。事業報告は、株主総会参考書類とともに、定時株主総会招集ご通知の一部として、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください(当社ホームページ: <http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>)。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は、課題や改善点を洗い出し、改善策を検討しさらに取締役会の更なる運営改善を図るため、2018年1月から2月にかけて取締役会の実効性評価を実施いたしました。

(1) 評価方法

質問票を取締役および監査役全員に配布し、得られた回答を踏まえ個別にヒアリングを実施いたしました。

(2) 評価項目

取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会の議題、取締役会の責務について評価を実施いたしました。

(3) 評価結果

各項目について肯定的な評価がなされており、当社は、取締役会としての実効性は確保されているものと判断しております。

ただし、重要な決議事項に関するフォローアップが不十分であるとの意見や、中長期経営計画に関する議論の深化の必要性を指摘する意見がありました。これらを受けた検討の結果、進捗報告が必要な案件として指定された案件の定期的な報告ならびに中長期経営計画策定プロセスの見直し、策定後の定期的な進捗報告および適宜の分析、対応を実施することといたしました。

今後も取締役会の実効性評価を継続して実施し、さらなる改善に努めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役および監査役のトレーニング】

当社では、取締役および監査役の就任時には、取締役および監査役のそれぞれの役割・責務について主に法的な観点から説明を行ない、就任後も適宜外部機関によるセミナー等を案内し知識更新の機会を提供しております。

また、特に社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前説明を行なう等、適宜経営陣幹部等との対話の機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主、投資家と積極的に対話を行なうことにより、当社の事業戦略や経営方針について理解いただくとともに、対話を通じて得た知見を経営に活かすことで当社の中長期的な企業価値を向上させていきたいと考えています。

そのため、株主、投資家からの対話申込みに対しては、投資方針、所有株式数、属性等を勘案のうえ、合理的な範囲内で、適切な応対者が対応することとしております。

株主、投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。

(1) 株主、投資家との対話は、コーポレート室長が統括し、株主、投資家からのIR取材への対応や各種説明会の実施などの取り組みを積極的に行なっております。

(2) 株主、投資家との対話の補助は、コーポレート室が中心となり行なっており、適宜関係部門と連携を取りながら、建設的な対話促進のための支援を行なっております。

(3) 株主、投資家からのIR取材を積極的に受けるとともに、年2回の決算説明会、カンファレンスやミーティング等の実施、個別訪問等のIR活動を継続的に実施しております。

なお、決算説明会の資料につきましては、当社ホームページにて公開しております。

(4) 対話において把握された株主、投資家の意見等は、適宜経営陣に報告するとともに定期的に取締役会に報告しております。

(5) 決算発表前にサイレント期間を設け対話を制限するとともに、株主、投資家との対話に際しては情報発信者を限定すること等により、インサイダー情報の漏えいを防止しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	36,074,000	8.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	28,890,000	6.99
明治安田生命保険相互会社	14,000,000	3.39
トヨタ自動車株式会社	11,180,400	2.70
ビービーエイチ グローバル エツクス リチウム アンド バッテリー テック イーティーエフ	10,164,394	2.46
株式会社 三菱東京UFJ銀行	9,327,335	2.26
日本生命保険相互会社	8,945,669	2.16
株式会社 京都銀行	7,740,348	1.87
三井住友信託銀行株式会社	7,354,000	1.78
株式会社 三井住友銀行	7,108,517	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

当社は、大量保有報告書(または変更報告書)により、以下の報告を受けておりますが、2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿に基づいて記載しております。

大量保有報告書(または変更報告書)の主な内容は、以下のとおりです。

保有者:三井住友信託銀行株式会社 他2名
報告義務発生日:2017年8月15日
保有株券等の数:31,404,045株
株券等保有割合:7.58%

保有者:ブラックロック・ジャパン株式会社 他5名
報告義務発生日:2017年8月31日
保有株券等の数:12,874,053株
株券等保有割合:3.11%

保有者:株式会社みずほ銀行 他3名
報告義務発生日:2017年8月31日
保有株券等の数:23,555,665株
株券等保有割合:5.46%

保有者:野村證券株式会社 他3名
報告義務発生日:2017年9月15日
保有株券等の数:32,476,964株
株券等保有割合:7.46%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
大谷 郁夫	他の会社の出身者														
松永 隆善	他の会社の出身者								△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大谷 郁夫	○		同氏は、株式会社ワコールホールディングスにおける経営企画、グループ管理の経験および同社取締役としての経験から、グループ経営全般に関する幅広い識見を有しております。これらの経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は外観上も独立性の要件を満たしており、客観的、実質的にも一般株主と利益相反を生ずるおそれがないと考えられることから、同氏を独立役員として指定しております。

松永 隆善	○	同氏が、平成26年6月まで業務執行者を務めていた積水化学工業株式会社と当社グループの間には、電源装置の販売等の取引関係がございますが、その取引額が双方の連結売上高に占める割合は0.002%未満と僅少であり、取締役としての職務遂行にあたり制約を受けるものではありません。	同氏は、積水化学工業株式会社における取締役としての経営経験に加え、同社および積水樹脂株式会社における監査役としての経験から経営全般を監督するための幅広い識見を有しております。これらの経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能のさらなる強化が図れるものと判断し、本年より社外取締役として選任しております。 なお、同氏は外観上も独立性の要件を満たしており、客観的、実質的にも一般株主と利益相反を生ずるおそれがないと考えられることから、同氏を独立役員として指定しております。
-------	---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	6名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から年度初においては監査体制、監査計画に関する説明、決算時には監査実施状況、監査内容に関する説明を行うとともに、グループ会社に対する会計監査人の往査に同行し、監査方法、監査状況等の確認を行なっております。

内部監査は、監査室が担当しております。監査室は、監査役に対して年度初に監査計画の提示および説明を行ない、監査実施時には監査報告の提出を行なっております。

監査役、会計監査人および監査室は、年度中において定期的に連絡会を開催することにより、情報の共有化を図り、定常的かつ緊密に連携した内部監査を実施できる体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m			
落合 伸二	他の会社の出身者													△			
大原 克哉	他の会社の出身者								△					△			
藤井 司	弁護士																

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
落合 伸二		同氏は、当社の取引先金融機関である中央三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)の執行役員ならびに中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(現 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社)の取締役を歴任しておりましたが、平成22年6月および平成25年6月にそれぞれ退任しております。そのため、監査役としての職務遂行にあたり経営執行者からの制約を受けるような関係はございません。	同氏は、金融機関における内部監査業務、持株会社における企業集団経営の経験から、経営全般を監督するための幅広い識見を有しております。これらの経験および識見に基づき、客観的かつ中立的な立場から監査を行なっていただくことで、当社における監査機能の充実を図れるものと考え、社外監査役として選任しております。
大原 克哉		同氏は、当社の取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の業務執行者でありましたが、平成23年6月に退任しており既に5年以上経過しております。また、同氏が常務執行役員を務めていた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社と当社との間には業務委託等の取引関係がございますが、その取引額が、双方の売上高に占める割合は0.3%未満と僅少であり、監査役としての職務遂行にあたり制約を受けるものではありません。	同氏は、銀行業務の経験および、総合的なコンサルティング業における業務の経験から、財務および会計ならびに経営に関する幅広い識見を有しており、とりわけ豊富な海外における業務経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
藤井 司	○	—	同氏は、辰野・尾崎・藤井法律事務所の弁護士であり、当該事務所と当社の間取引関係はありません。同氏は、弁護士として培われた幅広い経験と企業法務に係る高い識見を有しており、これらの経験および識見に基づき、中立的かつ客観的な立場から監査を実施いただくことで、当社における監査機能のさらなる充実を図れるものと判断し、社外監査役として選任しております。 当社は、上述の理由に加え、外観上も独立性の要件を満たしており、客観的、実質的にも一般株主と利益相反を生ずるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績および株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益およびリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、当社は、2017年6月29日開催の第13期定時株主総会においてご承認いただき、本制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2018年3月期の当社における取締役および監査役に対する役員報酬は、次のとおりです。

取締役を支払った報酬 127百万円

監査役を支払った報酬 46百万円

なお、上述の内容は、事業報告および有価証券報告書に記載しており、事業報告は定時株主総会招集ご通知の一部として、当社ホームページに掲載しております (<http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>)。

また、連結報酬等の総額が1億円を超える役員については、有価証券報告書において個別開示を実施しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役、監査役の報酬等は、優秀な人材の確保、維持および業績向上へのモチベーションを高めることを考慮した報酬体系としております。取締役の報酬は、現金報酬である基本報酬(月額報酬)、賞与(一括報酬)と、株式報酬で構成しております。基本報酬は、役位別に定めた一定水準の定額型報酬と、当事業年度の当社グループの業績、各取締役の担当事業の業績ならびに各取締役の個人業績評価(目標達成度、貢献度)等に基づいた業績連動型報酬で構成しております。一方賞与は、業績連動型報酬としており、短期業績向上のインセンティブとして機能させるため、当事業年度において当社グループの業績が一定程度達成した場合に、都度株主総会における株主のみなさまにお諮りのうえ、支給することとしております。また、社外取締役を除く取締役に対しては、中長期的な業績向上のインセンティブとして機能させるため、中長期的な業績に連動する株式報酬制度を導入しております。

監査役の報酬は、監査という機能の性格から、業績への連動性を排除し、定額型報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の主な活動にあたり、各種会議の事務局や秘書部門等が中心となってサポートを行っております。取締役会資料を事前に配布するとともに重要案件については、必要に応じて個別に該当部門より事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
依田 誠	相談役	知見に基づく助言	非常勤、報酬有	2015/6/26	相談役就任後、原則として3年以内

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

- 依田 誠氏は、経営に長年携わった経験を有しており、当社に必要な助言等を得られることから、相談役を委嘱しております。なお、相談役は、当社の経営に関する意思決定にかかわる権限を一切有していません。
- 上記の「社長等退任日」には、当社の取締役社長を退任した日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、機関設計として監査役会設置会社制度を選択しております。これに加え、当社のグループ体制に適した内部監査制度等を採用することにより、コーポレート・ガバナンス体制を構築しております。また、純粋持株会社である当社と中核事業子会社である株式会社GSユアサの機能分担を図り、株式会社GSユアサをグループにおける事業執行の意思決定機関の中心とすることで機動性の向上を図る一方で、当社はグループ事業全体の経営戦略の策定とグループ全体の事業の統括およびグループ事業の執行に対する監督機能に重点化することで、経営体制の充実や強化を図るとともに、経営の透明性や効率性を向上させております。その概要は以下のとおりです。

- 取締役会は、経営から独立した社外取締役2名を含めた取締役7名(うち女性取締役はなし)で構成されております。議長は、取締役会長が務め、原則として月1回開催しております。また、必要に応じて臨時に開催あるいは書面による決議もしくは報告を行っております。社外取締役が取締役会において十分なモニタリング機能が発揮できるよう社外取締役に対し、取締役会事務局や秘書部門等が中心となってサポートを行なうほか、重要案件については、必要に応じて個別に該当部門より事前説明を行なうこととしております。なお、当社は純粋持株会社であるため、当社グループの中長期戦略を当社取締役会において一元的に決定しており、意思決定の迅速化を実現しております。
- 当社のグループ経営に関する様々なリスクの管理、推進と必要な情報の共有化を図るため、グループリスク管理委員会を年2回開催しております。グループリスク管理委員会には、当社の取締役社長、取締役および監査役のほか、主要な子会社の取締役社長、事業部長および部門長

等が出席し、社内取締役である取締役社長が委員長を務めております。

(3) 監査役会は、経営から独立した社外監査役3名を含む監査役4名(うち女性監査役はなし)で構成されております。議長は、社内監査役が務め、原則として月1回開催しております。また、監査役は、取締役会のほか、経営会議およびグループリスク管理委員会、その他重要な会議に出席し、意見および提言を行なうとともに、監査方針および職務の分担等に従い、取締役および使用人等からの職務の執行状況聴取、重要な決裁書および決議書類等の閲覧、財産の状況の調査、重要な会議における取締役および使用人等からの事業概況やリスク管理状況等の報告等により適正な監査を実施し、経営に対するモニタリング機能を果たしております。なお、監査役の業務の執行にあたっては、職務補助者を1名選任し、必要な補助を適宜行なっております。

(4) 内部監査は、内部監査規則に基づき監査室の12名が担当しております。監査室は、年度毎に監査計画を作成のうえ、業務監査、会計監査および特命監査を実施し、改善指導を行ない、その結果については、取締役社長をはじめ、関係者、関係部門に遅滞なく報告を行なっております。

また、監査役および会計監査人とともに緊密な連携を図り、それぞれの管理機能の強化を図っております。なお、当社では、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、会社法の規定に基づく監査、金融商品取引法の規定に基づく監査について監査契約を締結し、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が実施されております。当社の会計監査業務を執行する公認会計士は以下のとおりであり、この他に補助者として公認会計士20名、会計士試験合格者8名、その他5名が当社の監査にあっております。

指有限責任社員 業務執行社員 佃 弘一郎

指有限責任社員 業務執行社員 鈴木 朋之

なお、当社は、社外取締役および社外監査役(常勤除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役とも10万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現するため、前項の体制を構築しております。また、コーポレート・ガバナンスに対する継続的な取り組みを行なうことにより、その強化を図っております。

近年の具体的な取り組み内容は、以下のとおりです。

- (1) 機動的な経営体制の構築や経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を2年から1年に短縮しております
- (2) 持株会社である当社と事業子会社の機能分担を図り、事業子会社に業務執行機能を集約し事業執行における機動性を向上させる一方で、当社はグループ全体の事業の統括および監督機能に重点化することで経営体制の充実や強化を図るとともに、経営の透明性や効率性を向上させるため、ガバナンス体制の変更を実施しております。
- (3) 経営の透明性・公正性を一層高めるとともに、取締役会におけるさらなる監督機能強化を図るため、経営から独立した社外取締役を複数選任しております。

現状の体制に加え、このようなコーポレート・ガバナンス強化の取り組みを継続的に行なうことにより、当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能するものと考え、現状の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月開催の第12期定時株主総会より、電磁的方法(インターネット等)による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月開催の第12期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。これにより招集通知発送日から議案の検討を行なうことができるため、賛否の判断のために十分な時間を確保することが可能であります。
招集通知(要約)の英文での提供	2018年6月開催の第14期定時株主総会より、招集通知の一部(狭義の招集通知および株主総会参考書類)を英訳し、TDnetおよび当社ホームページに掲載しております。
その他	当社ホームページにおいて招集通知を掲載するとともに、総会会場においてパソコンとプロジェクターを利用したビジュアル化を実施する等、株主総会の活性化を図っております。また、株主総会招集通知の発送前にTDnetおよび当社ホームページにおいて電子的に公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	基本的に年2回、決算発表後の早期のタイミングを目処に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、決算発表会資料、株主総会招集通知、有価証券報告書および四半期報告書、株主のみなさまへ、アニュアルレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、コーポレート室が統括的に取りまとめております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規準において、社会から求められる価値観、倫理観に基づく行動規範を明確にすることにより、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	原材料や部品の調達において環境に配慮すべく購買先企業と連携して「グリーン調達」を推進しております。 また、CSR活動をより一層強化するために取り組むべき重点課題を明確化し、これをもとに重点的にCSR活動に取り組んでおります。これらの取り組みについてはGSユアサレポートおよび当社ホームページにおいて公開しております(当社ホームページ： http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/annualreport.php)。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	金融商品取引法および金融商品取引所の適時開示等に関する規則に則り、適時適切に開示を行なっております。
その他	(女性の活躍状況について) 当社では、採用、配置、昇進、教育訓練等のあらゆる場面において、男女区分なく実力や成果に応じた対応に努めております。 また、昇進に関しては、女性の役職昇進を積極的に行なっております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針を定めており、特に当社グループにおける法令、定款の遵守体制およびリスク管理体制の整備、業務の効率化に取り組んでおります。

その整備状況は、以下のとおりであります。

(1) 当社グループにおける法令、定款の遵守体制

- イ. 当社グループの行動規範としての企業倫理規程および企業倫理行動ガイドラインの制定
- ロ. コンプライアンス・マニュアルの作成・周知
- ハ. 当社グループの組織的な取り組みを行なうためのグループリスク管理委員会の設置
- ニ. 計画的な当社グループ内教育の実施
- ホ. グループ内部および外部通報窓口(社内外)の設置
- ヘ. 法令および定款に準拠した社内またはグループ規則の制定

(2) リスク管理体制

リスク管理規則を制定し、グループ経営に重大な影響を与える危機の発生の予防を図るとともに、実際に危機が発生した際の影響を最小限に止め、速やかに平常に復帰させる体制を整備しております。

(3) 業務の効率化

- イ. 職務権限規則、関係会社管理規則およびグループ稟議制度の徹底により、当社グループにおいて効率的な意思決定が行なわれることを確保しております。
- ロ. 業務の合理化および電子化に向けた取り組みを推進しております。

(4) 監査役の職務を支えるための体制

- イ. 職務補助者の人事に関する意見陳述権の監査役への付与
- ロ. 監査役が職務補助業務に関する指揮命令権を有する体制の整備
- ハ. 監査役への報告に関する体制の整備および当該報告者の不利益取り扱いの禁止
- ニ. 監査役監査にかかる費用等の予算化
- ホ. 取締役との定期的な意見交換会の実施
- ヘ. 内部監査部門との定期的な意見交換会の実施

(5) その他

グループの業務の適正を図るために、内部監査部門である監査室が当社および主要なグループ会社の内部監査を行っております。

また、「財務報告に係る内部統制」に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制規則」を制定するとともに、内部統制室を設置し、当社グループにおける財務報告に係る内部統制についての体制や仕組みを検討のうえ、推進しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するために、当社の内部統制の基本方針である「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。」ことを明記しております。また、コンプライアンス・マニュアルを作成しております。1. 企業倫理規程においては、「反社会的勢力とは一切関係を持たず、また不当な要求等には断固として対決する。」という方針を明記し、2. 企業倫理行動ガイドラインでは、「利益供与の禁止」、「反社会的勢力の排除」、「毅然とした対応」について具体的な指針を定めております。これらの規程およびガイドラインを基に全社員に周知しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、企業倫理規程において「社会から信頼される企業として、個人情報(顧客情報等)をはじめとする情報を適切に管理するとともに、開示が必要とされる情報の適時適切な開示を行なうことにより株主、お客様および地域社会等とのコミュニケーションを図る。」と定めるとともに、企業倫理行動ガイドラインでは「会社法、金融商品取引法等の法律や証券取引所規則等で開示が必要とされている情報、その他のステークホルダーや社会との良きコミュニケーションを保つための情報を適時適切に開示します。」と定め、全社員に対して周知徹底しております。

2. 適時開示に係る当社の社内体制等の状況

当社は、コーポレート室長が情報管理責任者となり、適時開示の実務はコーポレート室が対応しております。

(1) 情報収集、適時開示判定

当社およびグループ会社からの情報収集は、コーポレート室がそれぞれの担当に応じて行っており、決算情報は理財担当、決定事実および発生事実は総務または広報・IR担当がそれぞれ窓口となっております。収集した情報は、各担当がその内容を分析し、金融商品取引所の適時開示規則等に照らして、開示の要否、開示の内容および方法等の事前検討を行っております。

(2) 外部公表

適時開示に関しては、経営会議または取締役会の決議を経たのち、直ちに情報取扱責任者が外部公表を行っております。

